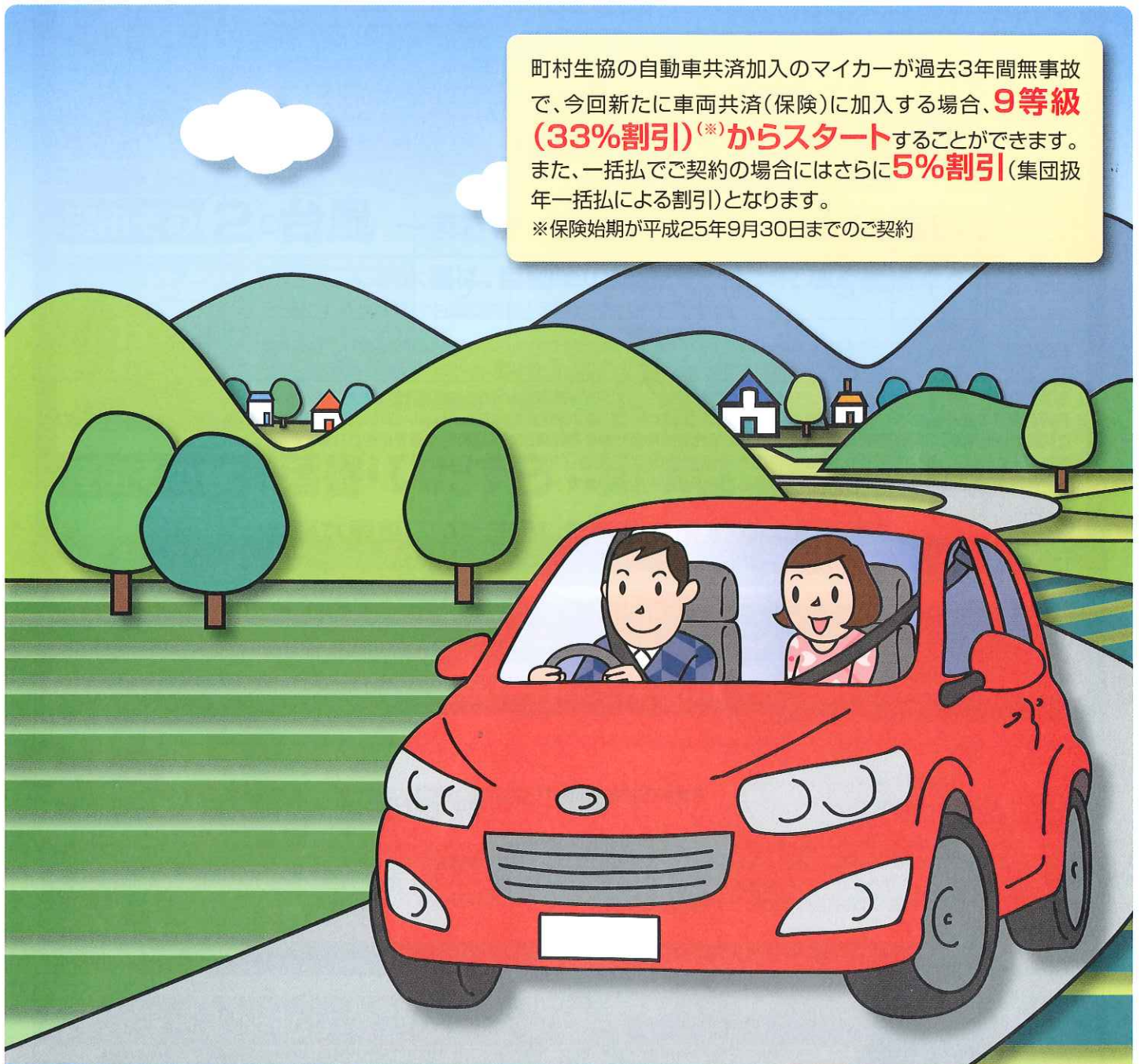


車両共済

車両共済(自動車総合保険の車両保険)のご案内

町村生協の自動車共済加入のマイカーが過去3年間無事故で、今回新たに車両共済(保険)に加入する場合、**9等級(33%割引)^(※)からスタート**することができます。また、一括払でご契約の場合にはさらに**5%割引**(集団扱年一括払による割引)となります。

※保険始期が平成25年9月30日までのご契約



町村生協「自動車共済」と上乗せ「車両共済(保険)」との関係

- 車両共済(保険)制度は、全国町村職員生活協同組合と引受保険会社(株)損害保険ジャパンとが提携して開発した、町村生協組合員のための制度です。
- 車両共済(保険)は、(株)損害保険ジャパンの商品(自動車総合保険の車両保険)です。保険についてのご説明、保険料見積、契約締結等は、取扱代理店(株)千里が行います。
- 車両共済(保険)は、対人賠償・対物賠償等を補償する、町村生協の自動車共済とは別個に加入するもので、ご自身のお車の損害を補償する制度です。

車両共済(保険)

突然の事故・大切なお車に万全な補償を!

事故などによるご契約の自動車への損害は想像以上に高額となります。

補償の概要

事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

■補償範囲

事故例 ご契約 タイプ	他の自動車 との衝突	盗難事故	火災・台風など					単独事故			あて逃げ
			火災・爆発	台風・たつ巻・ 洪水・高潮	落書・ いたずら	物の 飛来・落下	電柱・ガードレール に衝突	自転車との 衝突・接触	墜落・転覆		
											
一般条件	○	○※2	○	○	○	○	○	○	○	○	
車対車+A	○※1	○※2	○	○	○	○	×	×	×	×	
限定A	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	

※1 相手自動車(ご契約の自動車と所有者が異なる場合にかぎり)とその運転者または所有者が確認された場合にかぎり補償されます。
※2 契約自動車の盗難事故対象外特約(盗難によって生じた損害である場合は保険金をお支払いしない特約です。)が付帯されている場合は補償されません。
ご契約の自動車が「二輪自動車・原動機付自転車」の場合は契約自動車の盗難事故対象外特約が必ず付帯されます。
●「車対車+A」とは、車対車衝突危険限定特約と車両危険限定特約(A)を付帯した車両保険をいいます。
●「限定A」とは、車両危険限定特約(A)を付帯した車両保険をいいます。

お支払いする保険金

ケース	お支払いする保険金
全損の場合 (修理できない場合、 または修理費が車両保険金額以上となる場合)	ご契約時にお決めいただいた自動車の車両保険金額(自動車の時価額)をお支払いします。 また、臨時費用保険金として、車両保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。
分損の場合 (全損以外の場合)	自動車の損害額から自己負担額(免責金額)を差し引いた金額をお支払いします。

ご契約者または被保険者が、所定の費用(ご契約の自動車が走行不能となった場合に必要な運搬費用、応急処置費用または引取費用など)を支出した場合は、その費用の実費を、1事故につき合計で15万円を限度に、車両保険金額とは別にお支払いします。なお、運搬費用および応急処置費用については、ロードアシスタンス特約の保険金をお支払いする場合はお支払いの対象外となります。

協定保険価額・自己負担額(免責金額)の設定

ご契約にあたっては、ご契約の自動車の協定保険価額および自己負担額(免責金額)をお決めいただけます。

1 協定保険価額

ご契約の自動車の用途・車種、車名、型式、仕様および初度登録年月(軽自動車の場合は初度検査年月)をご確認いただき、「自動車保険車両標準価格表」などに掲載の価格の範囲で、協定保険価額を5万円単位でお決めいただけます。

2 自己負担額(免責金額)

車両共済(保険)の自己負担額(免責金額)のパターンを右表の中から選びいただけます。

定額方式(事故回数にかかわらず)

0万円

5万円

なぜ車両共済(保険)は大事なの?

次の①から③はご契約タイプが「一般条件」、「車対車+A」、「限定A」の場合に補償されます。

理由その① 飛び石事故 ~突然、ガラスにひびが!~



飛び石の損害賠償を請求することは、困難です。

舗装された道路における飛び石事故については、一般的に、相手の方の故意または無謀運転などを立証しないかぎり損害賠償を請求できません。

だから、車両共済(保険)が必要です!

小型乗用車の場合、フロントガラス破損の修理に平均10万円かかりますが、車両共済(保険)を適用したご契約であれば安心です。

理由その② 台風 ~まさか、そんなことが...ではもう遅い!~



台風による水害は、自動車の修理費が高額になる損害です。

台風による水害事故も車両共済(保険)でカバーできます。

今や車両共済(保険)は基本補償です!

修理費が高額でも車両共済(保険)を適用したご契約であれば安心です。

理由その③ 落書・いたずら ~狙われているあなたの自動車!~



大事な愛車にいたずらした相手を探すのは大変です。

落書・いたずらされた自動車を修理するのも想像以上に高額となります。

でも、車両共済(保険)にご加入していれば大丈夫です!

大事な愛車を車両共済(保険)で修理できます。

任意加入

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約

地震・噴火・津波による損害でご契約の自動車が全損になった場合に、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(ただし、車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

ご注意 車両共済(保険)を一般条件でご契約いただいても普通保険約款では地震・噴火・津波による損害は補償されません。別途、本特約(オプション)の付帯が必要です。



保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害
- 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- 差押えなど国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- ご契約の自動車を競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- ご契約の自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さび、その他の自然消耗
- 故障損害
- タイヤ単独の損害(火災・盗難を除きます。)
- ご契約の自動車に定着されていない付属品(カーナビゲーションシステム、ETC車載器など車室内でのみ使用することを目的としてご契約の自動車に固定されているものを除きます。)単独の損害(火災を除きます。)
- 法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害
- 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転、麻薬などの影響を受けた状態での運転により生じた損害

など

レッカー手配などの自動車のトラブル対応は…

ロードアシスタンス

すべてのご契約が対象となります。

ご契約の自動車が、事故・故障またはトラブルにより走行不能^{※1}となった場合、ロードアシスタンス専用デスクにお電話ください。ロードアシスタンス業者にお取次ぎし、レッカーけん引や30分程度の応急処置などを手配します。



ロードアシスタンス専用デスク

365日 110番
0120-365-110

- 24時間365日ご利用いただけます。
- 携帯電話・PHSなどからもご利用いただけます。
- おかけ間違いにご注意ください。
- ロードアシスタンス専用デスクのご連絡先は保険証券(または保険契約継続証)に記載されているドライバーカードでもご確認いただけます。

レッカーけん引	事故・故障またはトラブルにより走行不能 ^{※1} となった場合に、現場へ急行し、レッカーによるけん引を行います。 距離 無制限 ただし、JAF業者などを手配される前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡いただき、損保ジャパン指定の修理工場などへレッカーけん引する場合にかぎり、距離が「無制限」となります。お客さまご指定の修理工場へレッカーけん引する場合は、応急処置費用と合計で、1事故につき15万円限度となります。 ◆15万円に相当するレッカーけん引の目安は、普通乗用車の場合、大手会員制ロードサービス業者における約180kmのレッカー費用(基本料金・1時間程度の作業料金を含みます。)となります(ロードサービス業者、車種により異なる場合があります。)
応急処置 30分程度	故障やトラブルにより走行不能 ^{※1} となった場合に、現場へ急行し、現場にて30分程度で完了する応急処置を行います。 1事故につき 15万円限度 ただし、レッカーけん引作業費用、応急処置費用と合計での限度額となります。 【ご注意】 現場にて30分程度で対応できないケースについては、作業費用が有料となる場合があります。
燃料切れ時の給油サービス	燃料切れで走行不能となった場合に、燃料をお届けします。 最大10リットルまで無料 【ご注意】 1. 1保険年度につき1回限り対象となります(JAF会員の場合は、1保険年度につき2回まで対象となります。) 2. 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れは対象外となります。 3. ロードアシスタンス専用デスクにご連絡なく、ご自身でJAF業者などを手配された場合は、サービスの対象外となります。 4. 電気自動車およびガソリンや軽油を燃料としない自動車の場合は、充電または燃料補給が可能な場所までのレッカーけん引を行います(最大30kmまでとなります。)

※1「走行不能」とは、自力で走行できない、または道路交通法上運転してはいけない状態をいいます。
※2 バック時にスベアタイヤを保持されていない場合は、ご契約の自動車に積載されているお客さま所有の簡易修理キットでの応急処置を行います。

【ご注意】 ロードアシスタンス特約の補償の対象となる費用については、保険金としてお支払いします。

- ロードアシスタンス専用デスクにご連絡いただいた場合は、ご契約内容の確認を実施のうえ、ロードアシスタンスを原則キャッシュレスにてご利用いただけます。
- ロードアシスタンスの内容を超過または対象外の作業が発生した場合は、後日、超過分の費用についてお客さまにご請求させていただきます。
- ロードアシスタンスを利用されても、次年度以降の等級および事故有係数適用期間に影響しません。

ロードアシスタンスの対象とならない場合

- 故意・重過失による事故・故障またはトラブルの場合
- 違法改造車、無免許運転、飲酒運転など法令に違反している場合
- 地震・噴火・津波などの天災に起因する場合
- 戦争・暴動・危険原子力などに起因する場合
- レース・ラリーまたはこれに類似するモータースポーツなど使用方法が通常の自動車走行と異なる場合
- 車検切れ、廃車目的の車両の場合
- 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れ
- チェーン着脱作業や積雪による走行困難など故障またはトラブルではない場合(JAF会員は対象です。ただし、JAFが作業をした場合にかぎります。)
- 雪道、泥道、砂浜などにおけるタイヤのスタック(空回り)やスリップなど単に走行が困難な場合(JAF会員は対象です。ただし、JAFが作業をした場合にかぎります。)
- 部品代(鍵の再作成費用を含みます。)、消耗品代、事故・故障またはトラブル以外での点検費用、現場の清掃費用、JAF入会金・年会費など(JAF会員の場合は、部品代、消耗品代の費用が1保険年度につき1回限り、4,000円限度で補償されます。)
- 鍵紛失時のレッカーけん引作業費用
- 修理工場から他の場所(別の修理工場など)へのレッカーけん引作業費用

- パンク修理の作業費用(出動費などの基本料金はロードアシスタンスの対象です。なお、JAF会員の状態でJAFが作業をしたときは対象となります。)
- 車両保管費用

ご利用にあたって(ご注意)

- 気象状態や交通事情によってはロードアシスタンス業者の現場到着に時間がかかる場合があります。
- 一部離島やロードアシスタンス業者の立入りが困難な場所では対応できない場合があります。
- けん引不能な構造の車両である場合や、大事故・転落など保有する装備で作業が困難な場合は、対応できないことがあります。
- ロードアシスタンス専用デスクにご連絡なく、ご自身でJAF業者などを手配されたことなどにより、サービスのご提供ができない場合であっても、ロードアシスタンス特約で補償の対象となるときは、特約の保険金をお支払いすることがあります。
- 損保ジャパンはロードアシスタンスの運営を(株)プライムアシスタンスへ委託しています。
- ロードアシスタンスの一部のサービス内容は、お客さまに事前のご案内なく変更となる場合があります。

割安!充実の補償を安い掛金(保険料)で ご提供します。

保険料 33%割安

自動車共済で過去3年間無事故で、今回新たに車両共済(保険)に加入する場合、**9等級(33%割引)**^(※)からスタートすることができます。

また、一括払でご契約の場合にはさらに**5%割引**(集団扱年一括払による割引)となります。

※保険始期が平成25年9月30日までのご契約



等級別料率制度

1. 等級別料率制度について

1~20等級の区分、事故有係数適用期間により保険料が割引・割増される制度を適用しています。平成24年10月1日にノンフリート等級制度改定を実施しています。

＜新制度周知期間＞

(表1)ご契約期間の初日が平成24年10月1日~平成25年9月30日のご契約の割増引率周知期間(1年)は、改定前と料率の変更はありません。

等級	割増				割引															
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割引・割増(%)	52	26	10	1	10	17	23	28	33	37	40	44	47	50	52	55	57	59	61	63

＜新制度開始後＞

(表2)ご契約の初日が平成25年10月1日~平成26年9月30日のご契約の割増引率
事故有係数適用期間が0年の場合は無事故係数、1~6年の場合は事故有係数に対応する割増引率を適用します。

等級	割増				割引															
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
過去に事故のない方	64	28	12	2	13	19	28	40	41	43	46	47	48	49	50	52	55	57	59	63
過去に事故のある方	64	28	12	2	13	19	20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

※事故有係数適用期間とは、事故があった場合に「事故有の割引割増引率」を適用する期間を示すものです。事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故係数(ご契約期間の初日が平成24年10月1日~平成25年9月30日の場合は現行係数)」、事故有係数適用期間が1~6年の場合は「事故有係数」を適用します。事故有係数適用期間は3等級ダウン事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」となります。

1年間事故が無かった場合は、翌年の等級は1等級上がります。事故によって車両共済(保険)をご利用された場合は、**事故件数1件につき3等級下がります**。ただし、火災・盗難・台風・とび石・いたずらなどによる車両単独事故については、翌年度の等級は1等級下がります。平成24年10月1日始期以降のご契約については、「等級すえおき事故」は廃止し、「1等級ダウン事故」となります。

自動車共済の共済金が支払われた場合でも、車両共済(保険)の保険金支払いがない場合には、等級は下がりにません。また、町村生協自動車共済と同時に、**新規で加入する場合には、6S等級が適用されます**。6S等級は、上記等級表の6F等級とは別の等級です。

【ご注意】 等級別料率制度や割増引率は将来変更となる場合があります。

等級別料率制度(続き)

具体例

現在の契約に3等級ダウン事故が1件発生した場合(1年契約)

	現在の契約(平成24年10月)	1年後(平成25年10月)	2年後(平成26年10月)	3年後(平成27年10月)
等級(事故有係数適用期間) 無事故係数に対応する割引増率	15等級(0年) 52%割引	3等級 ダウン 事故		
等級(事故有係数適用期間) 無事故係数に対応する割引増率		12等級(3年) 27%割引	13等級(2年) 29%割引	14等級(1年) 31%割引

2. 事故件数の数え方

等級別料率制度において事故があった場合は、以下の事故内容と件数に応じて等級および事故有係数適用期間が決定されます。

(1) 1等級ダウン事故

「1等級ダウン事故」となるのは下記の①と②のすべてを満たす事故です。

①下記の事故であること。 ②事故発生の原因が下記のいずれかに該当する事故であること。

車両保険事故	+	a. 火災または爆発(他物(飛来中または落下中の物を除きます。))との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。) b. 盗難 c. 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 d. 台風、たつ巻、洪水または高潮 e. 落書・いたすらなどの契約自動車に対する直接の人為的行為(次のいずれかに該当する損害を除きます。) ア. 契約自動車の運行に起因して生じた損害 イ. 契約自動車と他の自動車(原動機付自転車を含みます。))との衝突または接触によって生じた損害 ウ. 被保険者の行為によって生じた損害 エ. 契約自動車を滅失、破損または汚損する意図がなくなされた行為によって生じたことが明らかである損害 フ. 飛来中または落下中の他物との衝突 ヘ. 上記のほか、偶然な事故によって生じた損害(他物との衝突もしくは接触、または契約自動車の転覆もしくは墜落を除きます。)
--------	---	---

(注1)ご契約期間の初日が平成24年9月30日以前のご契約の場合は、等級すえおき事故として取扱います。

(注2)ご契約期間の初日が平成24年9月30日以前のご契約の場合は、窓ガラスの破損などは等級すえおき事故として取扱いますが上記の取扱いと異なることがあります。

(2) 3等級ダウン事故

1等級ダウン事故に該当しない場合は、「3等級ダウン事故」として取扱います。

(3) ノーカウント事故

「ノーカウント事故」とは、事故の件数に数えない事故をいいます。以下の基本項目または特約に関する保険事故のみ、またはこれらの組み合わせの事故をノーカウント事故として取り扱います。

- ・ロードアシスタンス特約事故
- ・車両保険(リースカーの車両費用保険特約を含みます。))の運搬費用、応急処置費用、引取費用のみお支払いする事故
- ・地震・噴火・津波車両全損時一時金特約事故

記名被保険者年齢別料率制度

記名被保険者が個人で、運転者の年齢条件が26歳以上補償の条件のご契約には、記名被保険者の年齢に応じた料率区分を設けています。「ご契約期間の初日における記名被保険者年齢」にもとづき料率区分を適用します。なお、ご契約期間の途中で記名被保険者を別の方に変更する場合は、「変更日時時点での新記名被保険者の年齢」による料率区分を適用します。

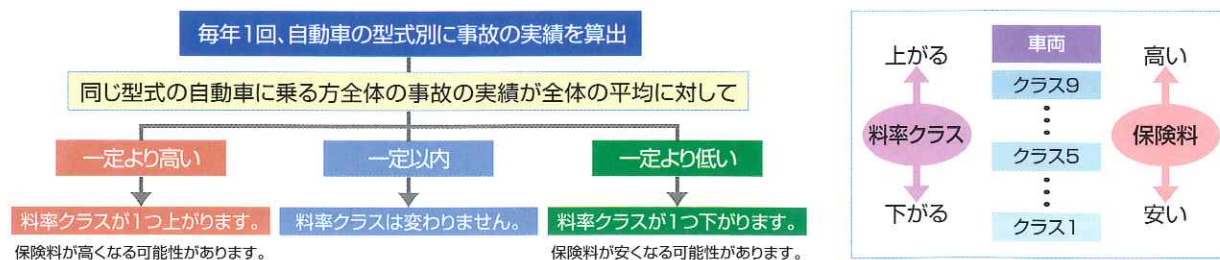
年齢条件区分	記名被保険者年齢区分	年齢条件区分	記名被保険者年齢区分	同一の年齢条件区分であっても、記名被保険者の年齢により、保険料が異なります。
全年齢補償	—	26歳以上補償	～29歳	
21歳以上補償			30歳～39歳	
年齢条件対象外車種			40歳～49歳	
			50歳～59歳	
	60歳～69歳			
			70歳～	

同一の年齢条件区分であっても、記名被保険者の年齢により、保険料が異なります。

ご注意 記名被保険者年齢別料率は保険料算出のための区分ですので、保険の補償内容とは関係ありません。

料率クラス制度

自家用乗用車(普通・小型)の保険料体系は、「型式別料率クラス制度(1～9クラス)」により細分化され、自動車の型式ごとの事故の実績を反映するものとなっています。この料率クラスは、過去の事故の実績により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1回見直しを行っています。お客さまご自身が事故を起こされておらず、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると、保険料は前年より高くなる可能性があります。



ご契約条件の設定・各種割引制度のご説明

車両共済(保険)は運転する方の年齢に合わせて保険料が決まります。

運転者年齢条件と保険料

■運転者年齢条件特約

ご本人(記名被保険者)、その配偶者およびこれらの方の同居のご親族の中で、ご契約の自動車を運転される最も若い方の年齢に合わせて年齢条件を設定することができます。

ご注意 1.上記で設定された年齢条件よりも若い方が運転中の事故に対しては、保険金をお支払いできません。
2.上記以外の方(本人・配偶者・これらの方の同居のご親族以外の方)が運転されている間の事故については、年齢条件に関係なく補償されます。

運転者年齢条件の種類

自動車の用途・車種	運転者年齢条件		
自家用乗用車 (普通・小型・軽四輪)	全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償

自動車を運転される方は?

ご契約の自動車を運転される方をすべてチェック(✓)し、次に運転される方の運転者年齢条件をいずれか1つチェック(✓)してご確認ください。

運転される方	運転される方の年齢条件の設定
①ご本人(記名被保険者) ②①の配偶者 ③①または②の同居のご親族 ④①または②の別居の未婚のお子さま※2 ⑤①～④以外の方	①・②・③の中で、運転される最も若い方の年齢に合わせて、設定してください。 ④・⑤の方は年齢を問わず補償されます。

※1 「ご家族」とは、① 記名被保険者、② ①の配偶者、③ ①または②の同居のご親族、④ ①または②の別居の未婚のお子さまをいいます。

※2 「別居の未婚のお子さま」とは、ご本人(記名被保険者)とその配偶者どちらも別居されている、これまで一度も結婚をされていないお子さまをいいます。

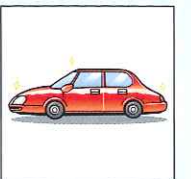
※3 記名被保険者が個人で、運転者年齢条件を26歳以上補償で設定された場合は、ご契約期間の初日時点での記名被保険者の年齢に応じて保険料が算出されます(詳細はP5の「記名被保険者年齢別料率制度」をご参照ください。)

お客さまの自動車・ご契約条件に合わせて割引が適用されます。

新車割引

6%割引(軽自動車は1%)

ご契約の自動車が自家用乗用車で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月から25か月以内の場合は、「新車割引」として保険料を割り引きます。



エコカー割引

3%割引

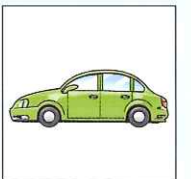
ご契約の自動車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の電気自動車※1、ハイブリッド自動車※2または圧縮天然ガス自動車(CNG車)※3で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月(または初度検査年月)から13か月以内の場合は、「エコカー割引」として保険料を割り引きます。

※1 電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有するもの以外の自動車(自動車検査証などの「燃料の種類」欄に「電気」と記載されている自動車)。

※2 内燃機関を有する自動車で、あわせて電気または、蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ自動車検査証などにハイブリッド自動車であることが記載されている自動車。

※3 内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車であり、かつ自動車検査証などの「燃料の種類」欄に「CNG」と記載されている自動車。

ご注意 福祉車両割引と重ねて適用することはできません。エコカー割引と福祉車両割引の適用条件をいずれも満たす場合は福祉車両割引(3%)を適用します。



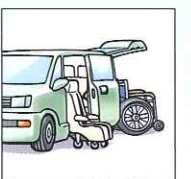
福祉車両割引

3%割引

ご契約の自動車の消費税が非課税となる福祉車両※である場合は、「福祉車両割引」として保険料を割り引きます。

※「福祉車両」とは、消費税法にもとづき、厚生労働大臣が指定する「身体障害者用物品及びその修理(平成3年6月7日厚生省告示第130号)」に規定された、消費税が非課税となる自動車のことをいいます。

ご注意 1. 福祉車両割引の適用には確認資料のご提出が必要となります。
2. エコカー割引と重ねて適用することはできません。福祉車両割引とエコカー割引の適用条件をいずれも満たす場合は福祉車両割引(3%)を適用します。



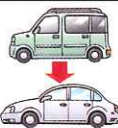
ご契約時にご注意いただきたいこと

ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできなかったりすることがありますのでご注意ください。

ご契約の自動車について	●用途・車種(「自家用」「営業用」などの用途の別、「小型乗用車」「普通乗用車」などの車種の別、最大積載量の別など) ●車名 ●型式 ●初度登録年月(または初度検査年月) ●登録番号 ●車台番号 ●電気自動車、ハイブリッド自動車かどうか ●福祉車両かどうか など	
記名被保険者について	●氏名 ●生年月日 ●契約者との続柄 など	
その他	●前契約*および前々契約の保険会社名、証券番号、事故の有無・件数 ●過去1年間に保険会社から解除を受けたことがあるかどうか など ※ 前契約とは、自動車共済を指します。	

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後に、次の事例のようにご契約内容が変更になる場合や、ご契約条件の変更を希望される場合は、取扱代理店(株式会社千里(ちさと))までご連絡ください。ご連絡の内容によっては、保険料が変更になることがあります。

自動車の変更※1 新しく自動車を買替えた。 買い替え前の自動車と買い替え後の自動車の用途・車種が同一グループであるなどの一定の条件のもとで、現在のご契約条件を新しい自動車に引き継ぐことができます。 	車両保険金額の変更※1 新しくカーナビを買って、自動車に取り付けた。 付属品の取り付け、取り外しなどにより、自動車の価額が変わる場合は、車両保険の保険金額の見直しのお手続きが必要となります。 
運転者年齢条件の変更※1 息子も免許を取って家の自動車に乗るようになった。 同居のお子さまの年齢がご契約の年齢条件を満たさない場合は、年齢条件の変更のお手続きが必要となります。 	用途・車種、登録番号の変更※2 自動車の用途・車種が変わった。 お引越しや用途の変更などで登録番号が変わる場合は、お手続きが必要となります。 
記名被保険者の変更※1 自動車を娘に譲り、私は乗らなくなった。 自動車を主に使用される方が変わる場合は、記名被保険者変更のお手続きが必要となります。 	前契約・前々契約の事故件数の変更※2 ※3 契約時に告知した前契約※3の事故件数に変更があった。 前契約※3または前々契約の事故の有無・件数などが変更になった場合は、ご契約に適用している等級および事故有係数適用期間が変更となることとなりますので、お手続きが必要となります。 
解約 自動車を運転することがなくなり、補償がいらなくなった。 車両共済(保険)、自動車共済それぞれの解約手続きが必要です。 	適用等級の変更 前契約が解除になった。 前契約が解除になった場合など、ご契約に適用している等級が変更となる事実が発生したときは、お手続きが必要となります。 
ご住所の変更 引越しをした。 ご住所を変更された場合は、所定のお手続きが必要となります。 	

- ※1 ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないなどお客さまに不利益が生じることがあります。
- ※2 これらの事例のように、ご契約時にお申し出いただいた内容に変更が発生する場合で、ご連絡がないときは、ご契約を解除させていただくことがあります。また、ご契約が解除された場合は、保険金をお支払いできないこともありますのでご注意ください。
- ※3 車両共済(保険)を初めてご契約いただく場合の前契約とは、自動車共済を指します。

その他にご注意いただきたいこと

①ご契約いただける方	●町村生協の自動車共済に加入されている方。 (注)自動車共済の加入条件の詳細につきましては、あなたの町のご担当の方、または組合の支部(町村会)におたずねください。
②ご契約いただける自動車	●「車両共済(保険)」をご契約いただけるお車は、町村生協の自動車共済の契約車両です。ただし、改造車、型式不明車、二輪自動車、原動機付自転車は対象外とします。なお、キャンピングカー、福祉車両、別居の扶養されていない親族が主に使用する自動車についてはお問い合わせください。
③等級 ⇒P.4・P.5	●町村生協の自動車共済加入のマイカーが過去3年間無事故で、今回新たに車両共済(保険)に加入する場合、9等級(33%割引)(※)からスタートすることができます。町村生協自動車共済と同時に新規で加入する場合には、6S等級が適用されます。また車両共済(保険)ご加入後に、自動車共済の共済金が支払われた場合でも、車両共済(保険)の保険金支払いがない場合には、等級は下がりにません。 ※平成25年9月30日までの保険始期契約(P4参照)
④保険料のお支払方法	●以下のいずれかのお支払い方法をご選択ください。 「口座振替・年一括払」 集団扱一括割引5%を適用します。 「口座振替・12分割払」 集団扱一括割引は適用されませんが、分割手数料はかかりません。
⑤保険料振替日	●補償開始日から3か月後の27日に、ご指定口座から口座振替いたします。(分割払の場合は、以降毎月口座振替となります。) (※)金融機関休業日の場合は翌営業日となります。
⑥契約後のお問い合わせや変更手続きについて ⇒P.10	●車両共済(保険)と自動車共済はそれぞれ別のご契約です。お問い合わせやご連絡、変更手続き等をお取りいただく際は、それぞれのご契約に対してのお手続きが必要になります。車両共済(保険)については、取扱代理店 千里(ちさと)までご連絡ください。
⑦事故が起こった場合	●最寄りの警察へ届け出をした後すみやかに、損保ジャパンにご連絡ください。☎0120-256-110 ●次の場合は必ず事前に損保ジャパン、または町村生協の事故担当者にご相談ください。 ・事故にあった自動車を修理するとき ・相手方と示談するとき ●損保ジャパンが承認する前に修理に着手された場合や、相手方と示談された場合などは、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。
⑧満期更新について (自動更新)	●満期月のおよそ2か月前に、ご自宅宛に満期案内書類一式をご送付いたします。 ●そのまま継続されるご予約の方でも必ずご開封いただき、商品改定の有無やご案内の内容をご確認のうえ、更新の可否についてご確認ください。 ●契約更新は「安心更新サポート特約」による自動更新を行いますので、解約や「継続しない」旨のご連絡が無いかぎり、原則ご案内の内容にて更新されます。 (注)一部対象外となるご契約があります。

- ★車両共済(保険)は、株式会社損害保険ジャパンの商品(車両保険)です。
- ★全国町村職員生活協同組合は、株式会社損害保険ジャパンとの保険料集金に関する契約書(集団扱)に基づき、集金事務等の業務を行っています。
- ★車両共済(保険)には通販特約が付帯されます。(新規のご契約のみ)
- ★保険証券(継続証)は大切に保管してください。

「車両共済(保険)」の主な補償内容 - お支払いする保険金および費用保険金のご説明 -

基本項目・特約	補償内容						
車両保険	車両保険金 ●全損の場合(修理できない場合または修理費が協定保険価額以上となる場合) ご契約時にお決めいただいた自動車の協定保険価額(自動車の時価額)をお支払いします。ただし、協定保険価額が保険価額(時価額)を著しく超過した場合は、時価額をお支払いします。 ●分損の場合(全損以外の場合) 自動車の損害額から自己負担額(免責金額)を差し引いた金額を保険金額を限度にお支払いします。 ●保険契約者または被保険者が、所定の費用(応急処置費用、運搬費用または引取費用)を支出した場合は、その費用の実費を保険金額とは別枠でお支払いします。(保険金額の10%または15万円のいずれか高い額を限度とします。) 臨時費用保険金 全損のときは、保険金額とは別枠で協定保険価額の10%(20万円限度)をお支払いします。						
車対車衝突危険限定特約	車両保険の支払対象となる事故を、ご契約の自動車が相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合の事故に限定する特約です。						
車両危険限定特約(A)	車両保険の支払対象となる事故を、火災・爆発・盗難・台風・洪水・いたずら・飛び石などの特約に定められた事故に限定する特約です。						
車両価額協定特約 必ず付帯されます。	ご契約の自動車のご契約時における市場販売価格相当額を車両保険金額として定めることで、事故時の時価額にかかわらず、車両保険金額を限度に保険金をお支払いする特約です。また、全損の場合は、保険金額の10%の額(20万円限度)を臨時費用保険金としてお支払いします。						
契約自動車の入替自動補償特約 必ず付帯されます。	ご契約の自動車を手放され、新たに自動車(車両入替の対象の自動車にかぎり)を取得されて、入替のお手続きをお忘れになった場合は、取得された日の翌日から30日以内に契約の自動車との入替の通知を行い株式会社損害保険ジャパンが受領したときにかぎり、その間の事故を補償する特約です。						
安心更新サポート特約 所定の条件を満たすご契約に必ず付帯されます。	所定の通知締切日^(※)までに株式会社損害保険ジャパンまたはお客さまご本人のいずれか一方から安心更新サポート特約を適用しない旨の意思表示がないかぎり、一定の条件にもとづき保険契約を更新する特約です。 ※通知締め切りは右表のとおりです。 (注)一部対象外となるご契約があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>満期日(ご契約期間の末日)</th><th>通知締切日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎月1日～15日</td><td>満期日前月の10日</td></tr> <tr> <td>毎月16日～末日</td><td>満期日前月の25日</td></tr> </tbody> </table>	満期日(ご契約期間の末日)	通知締切日	毎月1日～15日	満期日前月の10日	毎月16日～末日	満期日前月の25日
満期日(ご契約期間の末日)	通知締切日						
毎月1日～15日	満期日前月の10日						
毎月16日～末日	満期日前月の25日						
地震・噴火・津波車両全損時一時金特約 (任意加入) ※2012年1月新設	地震・噴火・津波による損害でご契約の自動車が全損になった場合に、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(ただし、車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。 (注)この特約の付帯がある場合は、申込書の「割増・割引・特約等」の欄に「EQ」と表記しています。						

用語のご説明

保険契約上の権利・義務にかかわる人についての用語

- **契約者**
ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のいろいろな権利・義務を持たれる方で、保険証券などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。
- **被保険者**
保険契約の補償の対象になる方をいいます。
- **記名被保険者**
ご契約の自動車を中心に使用される方で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
- **所有者（車両所有者）**
ご契約の自動車を所有されている方で、保険証券などの車両所有者欄に記載されている方をいいます。また、車両所有者は、原則として自動車検査証などの所有者欄に記載されている方となります。

保険契約上の主な専門用語

- **告知義務**
ご契約時に、当社に告知事項について知っている事実を告げ、また、正しい事実を告げなければならないという、ご契約者・記名被保険者などの義務のことをいいます。
- **告知事項**
危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。他の保険契約などに関する事項も含まれます。
- **通知義務**
ご契約後やご契約期間の途中にご契約の内容に変更が生じた場合は、その事実・変更内容を当社に伝えなければならないという、ご契約者・被保険者の義務のことをいいます。
- **解除**
当事者からの意思表示によって、ご契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。なお、ご契約者からの意思表示による解除のことを解約ということがあります。
- **無効**
ご契約のすべての効力がご契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
- **保険料**
ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく掛金のことをいいます。
- **保険金**
自動車事故により損害が生じた場合などに、保険会社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。
- **契約自動車（ご契約の自動車）**
保険証券記載の自動車のことをいいます。
- **保険価額**
その損害が生じた場所および時におけるご契約の自動車の価額（ご契約の自動車と同一車種、同年式で同一損耗度の自動車の市場販売価格相当額）のことをいいます。
- **協定保険価額**
ご契約者または車両保険の被保険者と当社がご契約の自動車の価額として、保険契約締結時に協定した価額をいい、保険契約締結時におけるご契約の自動車と同一の用途・車種、車名、型式、仕様および初度登録年月または初度検査年月の自動車の市場販売価格相当額により定めます。
- **保険金額**
保険金をお支払いする事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額（補償限度額）のことをいいます。
- **新車価格相当額**
保険契約締結時における、ご契約の自動車の新車での市場販売価格相当額のことをいいます。
- **市場販売価格相当額**
ご契約の自動車と同一車種、車名、型式、仕様、初度登録年月または年式で同一損耗度の自動車を自動車販売店などがお客さまに販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます。税金、保険料、登録などに伴う費用などは市場販売価格には含まれません。ただし消費税は市場販売価格に含まれます。
- **免責**
保険会社は保険事故が発生した場合は、保険契約にもとづいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事柄が生じたとき（例えば、保険契約者などの故意、戦争、地震、噴火、津波等による事故などによる損害）は例外としてその義務を免れることをいいます。
- **自己負担額（免責金額）**
支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する額をいいます。なお、保険証券（または保険契約継続証）に「自己負担額」の記載がある場合は、その自己負担額のことをいいます。

保険契約上の用法として特にご注意ください用語

- **同居**
● 生活の本拠地として同一家屋に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。
● 同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。ただし、台所などの生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」などは同一家屋として取り扱いいます。
- **親族**
6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族のことをいいます。
- **別居として取り扱う例**
● マンションなどの集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合（賃貸・区分所有の別を問いません。） ● 同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合（生計の異同を問いません。） ● 単身赴任の場合 ● 就学のために下宿している子（住民票記載の有無は問いません。） ● 二世帯住宅で、建物内部で行き来ができず、各世帯の居住空間の区分が明確な場合
- **未婚の子**
これまでに法律上の婚姻歴がない子をいいます。
- **配偶者**
法律上の婚姻の相手の方をいいます。原則として内縁*を含みます。
※「内縁」とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻の意思をもち、社会的に事実上の夫婦共同体として婚姻状態にある関係をいいます。
- **用途・車種**
用途とは、自家用または営業用（事業用）の自動車の使用形態の区分をいい、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車などの自動車の種類の区分をいいます。
なお、用途・車種の区分は、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色にもとづき損保ジャパンが定める区分によるものとなります。
（注）自動車検査証などの記載内容と同一であるとはかぎりません。

その他の用語

- **付属品**
自動車の付属品とは、自動車に定着（ボルト、ナット、ねじなどで固定されており、工具などを使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。）または装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。）されているものをいいます。
なお、車室内でのみ使用することを目的としてご契約の自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器などは、固定の方法がボルトなど以外であっても付属品として取り扱いいます。
- **付属品として取り扱う例**
● 自動車に定着されているステレオ・カーナビゲーションシステムなど
● 自動車に装備されているスペアタイヤ（1本）、標準工具 など
● 法令などにより自動車に定着または装備されている消火器、座席ベルト など
● オイル類のうち、潤滑油、バッテリーの電解液 など
- **付属品として取り扱わない例**
● 燃料 ガソリン、軽油、プロパンガス（LPG） など
● 法令などにより自動車に定着または装備することを禁止されているもの エアスポイラー（法令に違反するもの）、オーバーフェンダー（標準装備のものおよび陸運支局の許可を得たものを除きます。） など
● 通常装飾品とみなされるもの マスコット類、クッション、花瓶、膝掛 など
● その他の自動車用品 洗車用品、ボディーカバー など
（注）自動車に定着または装備されたものであっても「車両共済（保険）」の対象となりません。

「自動車共済」と「車両共済（保険）」は、別々に加入手続きが必要です。

「車両共済（保険）」のお見積りは

「車両共済（保険）」をご契約いただけるお車は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済契約車両です。ただし、改造車、型式不明車、二輪自動車、原付自転車は対象外とします。なお、キャンピングカー、福祉車両、別居の扶養されていない親族が主に使用する自動車についてはお問い合わせください。この自動車保険・見積依頼書（保険証券、車検証を含みます。）にご記載の個人情報をもとに、お客さまのニーズに合った自動車保険プランをご提案させていただきます。なお、適切で分かりやすい資料にてご提案させていただくために、同個人情報当社が損害保険代理店委託契約を締結している（株）損害保険ジャパンに提供することにご同意のうえ、ご記入ください。



携帯電話から便利でスピーディです。
①このパンフレットと携帯を持ってお車へ。
グローブボックスから車検証を取り出し
②右のQRコードを読み込みアクセス。
あとは画面の指示に従うだけです。





FAXの場合は
FAX 03-3519-7325（受付時間：24時間 年中無休）
●このパンフレット裏面の「車両共済（保険）」見積依頼書に、車検証をご覧のうえ、お車に関する項目（型式・車台番号等）を記入し、FAXしてください。
●車検証のコピーと一緒にFAXいただくと、手続きがスムーズになります。



パソコンからどうぞ。
「千里 車両共済」と検索すると簡単にアクセスできます。

<http://www.chisato-ag.co.jp>

- 見積書のご確認は**
 - 取扱代理店 千里（ちさと）から見積書を送付しますので、内容をご確認ください。
 - 見積書の内容変更や、お問合せ等は、取扱代理店 千里までご連絡ください。
- 契約のお申し込み・補償の開始は**
 - ご契約は、取扱代理店 千里（ちさと）へフリーダイヤルでお申込みください。
 - ☎0120-731-087：受付時間：月～金 午前9時30分～午後5時
 - 補償開始は、電話でのお申込みの2日後以降となります。余裕をもって申し込みください。
- 補償開始後のお手続きは**
 - 掛金（保険料）は、ご契約日から3か月後の27日に、ご指定口座から口座振替いたします。（分割払の場合は、以降毎月口座振替となります。）
 - 車両共済（保険）の保険期間は1年間です。満期月の2か月前に、満期案内をお送りします。更新を希望されない場合や、更新後の契約条件の変更をご希望の場合には、取扱代理店 千里（ちさと）までご連絡ください。

※「自動車共済」の詳しい内容およびご加入の手続は、あなたの町のご担当者、または、組合の支部（町村会）におたずねください。

お見積のご請求・お申し込み・お問い合わせなど、下記までご連絡ください。

☎0120-731-087
FAX 03-3519-7325

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。（受付時間：月～金 午前9時30分～午後5時）
見積依頼書はFAX・郵送または、下記の代理店ホームページからも見積依頼いただけます。

ちさと
車両共済（保険）の
取扱代理店 **（株）千里**
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32
全国町村会館西館内
<http://www.chisato-ag.co.jp>
引受保険会社 （株）損害保険ジャパン

万一事故にあわれたら

- 1.まず、ご連絡を
(1)事故が発生した場合には、まず被害者の救護と路上での危険防止の措置をとり、最寄の警察署へ届出をしてください。
(2)その後、事故発生の日時、場所および事故の概要について、損保ジャパンに直ちにご連絡ください。なお、人身事故の場合には、警察署への届出にあたり人身事故である旨正しく届出をしていただくようお願いいたします。
- 2.次の場合は事前に損保ジャパンにご相談ください。
(1)事故にあったお車を修理される場合
(2)被害者と示談される場合
損保ジャパンが承認をする前に、修理に着手された場合や被害者と示談された場合などは、車両共済（保険）金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

事故サポートデスク

事故にあわれた際は右記フリーダイヤルまでご連絡ください。

**24時間365日
事故受付・初期対応**

事故にあわれた際のご連絡先

☎0120-256-110

保険会社との間で問題を解決できない場合

損保ジャパンは、保険業法にもとづく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【受付時間】◆平日：午前9時15分～午後5時
（土日祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）
PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

 **0570-022808** 〈通話料有料〉

保険金・返れい金などのお支払いに関する留意事項のご説明

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きにもとづき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一時期凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳しい内容につきましては、取扱代理店（千里（ちさと））または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ★取扱代理店は引受保険会社との委託契約にもとづき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の徴収、保険料徴収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって引受代理店（千里（ちさと））とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ★個人情報の取扱いについて 損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、教職員共済生活協同組合、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、以下のホームページに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店（千里（ちさと））または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 株式会社損害保険ジャパン <http://www.sompo-japan.co.jp>
■全国町村職員生活協同組合 <http://www.zcss.jp/>
- ★このパンフレットは、「車両共済（保険）」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」をご覧ください。なお、ご不明の点は、取扱代理店（千里（ちさと））にお問い合わせください。

取扱代理店
ちさと
（株）千里

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
TEL 0120-731-087

引受保険会社

株式会社 損害保険ジャパン

営業開発第2部第3課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3216

車両共済(保険) 見積依頼書

株式会社 千里 行

FAX 03-3519-7325

お手元に車検証がある場合には、見積依頼書と併せてFAXください。また、送信の際は番号をよくご確認ください。

次の方がご加入できます。

全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方が加入できます。

ご契約いただけるお車

全国町村職員生活協同組合の自動車共済契約対象車両。ただし、改造車、型式不明車、二輪自動車、原付自転車、別居の扶養されていない親族が主に使用する自動車は対象外とします。なお、キャンピングカー、福祉車両についてはお問合せください。

補償内容と掛金(保険料)

車両共済(保険)の掛金(保険料)は、お車によって異なります。
下記の見積依頼書にご記入のうえ、FAXで送信ください。お見積書および資料をお送りいたします。

見積書の送付先

組合員名	ふりがな	日中の連絡先	携帯 (勤務先) 自宅	()
お見積返信方法	FAX 郵送	FAX返信先	勤務先 自宅	()
郵便送付先	〒			

お車に関する項目 ※車検証をご覧いただきながらご記入ください。

車名			型式		
登録番号			車台番号		
初度登録	平成	年	月	お車の所有者	
お車の入替・増車の場合	今回新たにご購入されたお車が、現在ご使用の車と入替もしくは増車の場合は、右記のいずれかに○をしてください。なお、お車を入替られた場合は、以前のお車の登録番号もご記入ください。			入替 (登録番号)	
				増車	

補償を受けられる方の範囲に関する項目

運転者年齢条件	全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償
---------	-------	---------	---------

「ご本人、その配偶者およびこれらの方の同居のご親族」の中で、対象となる年齢未満の方が運転中に発生した事故については、保険金をお支払いできません。
なお、貨物自動車など自家用乗用車以外の車種は「全年齢補償」のみとなりますので、ご記入不要です。

運転者限定	夫婦限定	家族限定	限定なし
-------	------	------	------

運転される方をご夫婦またはご家族(注)に限定することで、保険料がそれぞれ8%程度または3%程度割引になります。運転者限定特約を付帯する場合は、運転者限定特約(本人・配偶者)もしくは運転者限定特約(家族)のどちらかを、ご選択いただけます。なお、貨物自動車は限定なしとなります。
(注)ご家族とは、①組合員ご本人 ②配偶者 ③これらの同居の親族および別居の未婚の子をいいます。

主にお車を運転される方の生年月日	① 大正	② 昭和	③ 平成	年	月	日生
------------------	------	------	------	---	---	----

当社は、この見積依頼書にご記載の個人情報をもとに、お客さまの車両共済(保険)プランをご提案させていただきます。
なお、同個人情報を当社が損害保険代理店委託契約を締結している株式会社損害保険ジャパンに提供することにご同意のうえ、この依頼書にご記入ください。

組合員の皆様へ

車両共済(保険)へお見積を希望された場合は、その組合員の方に適用される等級を決定するために必要な自動車共済の無事故・事故歴データを(株)千里(ちさと)に提供しますので、あらかじめご了承ください。
全国町村職員生活協同組合